

令和3年度 補助金等情報一覧<< まちづくり推進部 >>

番号	事業名	補助対象(者)	対象事業・助成内容(概要)	問合せ先	詳細アドレス
1	登米市住まいサポート事業補助金 (住宅取得補助金)	○下記の要件をすべて満たす方 (1)市内に住宅を新築または購入により取得し入居した転入者の方で、取得から6か月以内の方 (2)新築または購入した住宅に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思がある方 (3)市税等の滞納がない方及び暴力団員でない方(同一世帯に属する者を含む) (4)世帯区分Ⅰ:申請者及びその配偶者が40歳未満の世帯/世帯区分Ⅱ:申請者又はその配偶者が40歳未満の世帯/世帯区分Ⅲ/世帯区分Ⅰ・Ⅱに該当しない世帯 ※転入者とは ・定住の意思をもって登米市に転入し、市の住民基本台帳に登録された方で、取得日において転入の日から2年以内の方 ・登米市への転入前に過去1年以上登米市以外の市区町村に住所を有していた方 ○ひだまりタウンよねやまの宅地を購入し、住宅を新築した方	登米市に移住・定住するために住宅を新築又は購入(中古住宅を含む)した方に住宅の取得に要する経費の一部を補助する。 (現に居住している市内の住宅を取り壊し、又はその住宅から全ての居住者が転居している場合は対象外) 【補助金額】 ○住宅を新築又は購入したとき 住宅本体の取得経費総額(500万円以上を対象)の10分の1 *世帯区分Ⅰ:限度額50万円 *世帯区分Ⅱ:限度額35万円 *世帯区分Ⅲ:限度額25万円 ○中古住宅を購入したとき 住宅本体の取得経費総額(300万円以上を対象)の10分の1 *世帯区分Ⅰ:限度額25万円 *世帯区分Ⅱ:限度額17万5千円 *世帯区分Ⅲ:限度額12万5千円 ※1,000円未満の端数切り捨て ○加算額 以下のいずれかの条件を満たす方には補助金を加算する。 ①市内工務店などの業者による新築住宅取得で10万円を加算 ②中学生以下の子ども(交付申請時)1人につき5万円を加算 ○ひだまりタウンよねやまの宅地を購入し、住宅を新築した方で、登米市ひだまりタウンよねやま土地取得補助金の交付を受けていない方に対しては、平成30年度交付基準を基に交付する。	登米市まちづくり推進部 観光シティプロモーション課 ふるさと定住係 TEL:0220-23-7331	https://www.city.tome.miyagi.jp/city/shisejoho/ijuteju/jutakushutoku/sumaisupport.html
2	登米市空き家改修事業補助金	登米市空き家情報バンクに登録した空き家の所有者及び利用希望者	登米市空き家情報バンクに登録した空き家の改修に要する経費の一部を補助する。 【補助金交付額】 ○修繕及び工事に要する費用の2分の1、50万円を限度額として補助(1件10万円未満の改修は対象外)	登米市まちづくり推進部 観光シティプロモーション課 ふるさと定住係 TEL:0220-23-7331	https://www.city.tome.miyagi.jp/city/shisejoho/ijuteju/bank/akiyakaisyu.html
3	登米市移住体験参加促進事業補助金	県外に住所を有し、登米市が実施する移住体験ツアーに参加する方、または登米市移住お試し住宅を利用する方	移住体験ツアーへの参加、または移住お試し住宅の利用を目的に県外から来訪される方を対象に、交通費及び宿泊費の一部を補助する。 【補助金交付額】 ○補助対象経費 ◇交通費 ・公共交通機関を利用した場合は、居住地より登米市役所までの往復経費とする。	登米市まちづくり推進部 観光シティプロモーション課 ふるさと定住係 TEL:0220-23-7331	https://www.city.tome.miyagi.jp/city/shisejoho/ijuteju/otameshi/taikensankasokushinjigyou.html

			<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車を利用した場合は、25 円／k mで積算した額とする。 ・レンタカーを利用した場合は、その借上料を対象とする。 ・自家用車利用、レンタカー利用ともに、高速道路を利用した場合は、その料金も対象とする。 <p>◇宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する市内のホテル、旅館、その他の宿泊施設を利用した場合の経費とし、1泊を上限とする。 <p>○補助率等</p> <p>補助対象経費の2分の1以内で1人当たり上限3万円</p>		
4	登米市地域協働まちづくり事業補助金	<p>市内の市民活動団体（市民活動を継続的に行う任意の団体及び特定非営利活動法人）で、次に掲げるすべての要件に該当する団体</p> <p>(1) 市内に活動の拠点を有していること</p> <p>(2) 構成員が5人以上であること</p> <p>(3) 運営や組織に関する規約又は会則を定めていること</p> <p>(4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないこと</p>	<p>市民活動団体が実施する、地域の特色を生かす公益的な活動や地域の様々な課題を効果的に解決する事業を支援するもので、次の各号のいずれかに該当する事業。</p> <p>(1) 地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進する事業</p> <p>(2) 安全・安心なまちづくりを推進する事業</p> <p>(3) 地域の課題解決のため、早急な対応が必要と認める事業</p> <p>(4) その他、市長が必要と認める事業</p> <p>【補助金の補助率】</p> <p>（市内で活動する団体が行う公益的な事業）</p> <p>交付対象経費の2分の1以内とし、実施期間が複数年度にわたる場合の補助率は、2年目は3分の1以内とする。ただし、上限額は単年度50万円とする。</p>	<p>まちづくり推進部 市民協働課 市民活動支援係 TEL:0220-22-2173</p>	<p>https://www.city.to.me.miyagi.jp/shiminkyodo/shisejohomachizukuri/sinotorikumi-top/kyoudounomachizukuri/shiminkyoudou/kyoudounomachizukuri_machizukurijigyoo.html</p>
5	登米市集会施設整備事業補助金	<p>補助対象となる自治組織等は「自治会」「行政区」「町内会」など、またはこれらの連合体</p>	<p>集会施設の新築や購入、修繕や模様替え（バリアフリー化を含む）、増築などに要する費用の一部を補助する。</p> <p>【対象事業】</p> <p>(1) 建設事業</p> <p>ア 新築 集会施設の建設に係る本体工事、附帯工事（電気、ガス、給排水、衛生、防火など集会施設と一体をなす工事に限る。）</p> <p>イ 購入 集会施設の本体購入費</p> <p>(2) 改修事業</p> <p>ア 修繕・模様替え 集会施設の修繕、模様替えに係る本体工事（段差解消などのバリアフリー化を含む）</p> <p>イ 増築 集会施設の本体増築工事</p> <p>(3) 災害復旧（市の災害対策本部が設置されるなど被害が甚大であると認められる場合に限る。）自然災害により被災した集会施設を建設事業又は改修事業により現状に復旧する工事</p> <p>【補助金交付額】</p> <p>(1) 建設事業 補助金交付額は、1㎡当たり標準建築費12万7千</p>	<p>まちづくり推進部 市民協働課 市民活動支援係 TEL:0220-22-2173</p>	<p>https://www.city.to.me.miyagi.jp/shiminkyodo/shisejohomachizukuri/sinotorikumi-top/kyoudounomachizukuri/syuukaisisetuseibihojyokin.html</p>

			<p>円（購入の場合は経年減点補正率を乗じた額）に延べ床面積を乗じた額（他の補助金の交付を受ける場合は、その交付額を差し引いた額）又は実際の建設事業費（他の補助金の交付を受ける場合は、その交付額を差し引いた額）のうち、いずれか低い額の2分の1以内の額（ただし、1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は1,000万円。</p> <p>(2)改修事業（改修費が10万円以上のものに限る。） 修繕、模様替え及び増築に要する費用（他の補助金の交付を受ける場合は、その交付額を差し引いた額）の2分の1以内の額（ただし、1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は250万円。</p> <p>(3)災害復旧 建設事業により災害復旧する場合は(1)建設事業に準ずるが、補助率は4分の3以内の額で、上減額は1,500万円。 改修事業により災害復旧する場合は(2)改修事業に準ずるが、補助率は4分の3以内の額で、上限額は375万円。</p>		
6	登米市芸術文化振興支援事業補助金	<p>営利を目的としない市内に住所を有する個人又は法人で構成する団体。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。</p> <p>(1)政治団体又は宗教団体の活動及び政治的又は宗教的普及宣伝活動と認められるもの (2)特定の団体及び会員のみを対象とした事業と認められるもの (3)上記のほか、公序良俗に反するなど対象事業として適当でないと認められるもの</p>	<p>芸術文化の振興に係る各種大会の運営経費の一部を補助する。</p> <p>【対象事業】</p> <p>(1)音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の大会 (2)美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真等）の大会 (3)文芸（小説、詩、短歌、俳句等）の大会</p> <p>【対象要件】</p> <p>(1)文化団体自ら主催し、及び広く市民に公開する公益的な事業 (2)市内で行われる事業 (3)市の芸術文化向上に資すると認められる事業 (4)全国から大会参加者を募集して行う事業</p> <p>【補助金の補助率】</p> <p>次のいずれか少ない額とし、40万円を上限とする。</p> <p>(1)補助対象経費の2分の1以内 (2)補助対象額（全体経費－協賛金を除く諸収入）の2分の1以内。</p> <p>ただし、協賛金が上回る場合は、補助対象額から協賛金を控除した額。</p>	まちづくり推進部 市民協働課 地域づくり推進係 TEL:0220-22-2173	